

個人名義（埼玉県用）2025年3月まで

駐車場所を借りている場合、こちらの用紙をご使用ください

様式第1号（第4関係）

保管場所使用権原疎明書（自認者）
 保管場所使用承諾証明書

2025年4月より専用フォーマット廃止
埼玉県専用フォーマットではない場合、
下記記入見本を参照
※用紙はどちらでも使用可能

用承諾の場合	保管場所の貸借契約者	〒		月	日	から	年
		住 所	氏 名				
使用者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本店支店 <input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()	電話					
<input checked="" type="checkbox"/> 上記の自動車の保管場所である <input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり自動車の保管場所として	<input type="checkbox"/> 土地 <input checked="" type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 使用します。 <input checked="" type="checkbox"/> の使用を承諾します。	<input checked="" type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 管理 <input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者	〒				
	年 月 日	両方に権原を有する場合は 両方に✓をしてください	この書面を作成した日付				

◆保管場所の位置

駐車場の住所を記載

埼玉県長瀬町

◆保管場所の使用者

住民票に記載された内容と同じになります

◆使用期間

使用承諾の場合は必ず記入
期間は申請日より前の日付且つ
残期間は納車予定日より1ヶ月以上必要

◆保管場所の貸借契約者

使用者と契約者が異なる場合に記入

◆使用者と契約者の関係

該当するものに✓を入れる
「親族」「その他」を選択の場合は
() 内に両者の関係を簡記する

◆駐車場の所有者または管理委託者

この書面の作成者（証明者）が、
どのような権原に基づき作成しているかを
示すもので、所有者の管理委託を受けた
人は「管理者」欄に✓をしてください

留意事項

- この書類は、保管場所の使用権原事実を証明する書面です
- 必ず、保管場所の所有者、管理者等権原を持つ人が記入してください。権原のない者が作成すると私文書偽造となる場合があります

個人名義（埼玉用）2025年4月以降

留意事項

- この書面は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出に係る**車庫が、他人所有の場合に作成**するものです
- 書面の発行にあたっては、保管場所の所有者または委託を受けた管理者の責任において記載してください

保管場所使用承諾証明書

保管場所に指定No.がある場合、必ず記載をお願いします

保管場所の位置

保管場所の住所を住居表示で記載+駐車場名+**駐車位置番号(記号)**

使用者

〒
住所

郵便番号・住所・氏名・電話番号

氏名

住民票(印鑑証明書)に記載されている内容と同じになります

使用期間

20〇〇 or 令和〇年〇月△△日から

or 令和〇年〇月△△日まで

使用の開始日は、納車予定日より1ヶ月以上前の日付、
使用期間残は納車予定日より1ヶ月以上後の日付
残期間が1ヶ月未満で自動更新等の文言がある場合は
申請する警察署への有効可否確認が必要

〒
住 所

局番



正当な承諾権者（駐車場の所有者又は委託を受けた駐車場の管理者）の記名又は署名が必要です

※作成日から一定期間が経過してしまうと有効な書類として認められなくなる可能性がありますので、納車予定日より3ヶ月以内を目安してください

備考
共有の場合は、共有者